

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 平成30年8月30日(木) 本会議終了後

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 平成29年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出10款教育費中6項保健体育費
2目体育施設費のうち新体育館建設事業

○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	永井	泰仁	君
委員	金田	興一	君	委員	小澤	彰一	君
委員	篠原	敏宏	君	委員	村田	茂之	君
委員	中野	重則	君	委員	横沢	英一	君
委員	西條	富雄	君	委員	金子	勝寿	君
委員	山口	恵子	君	委員	牧野	直樹	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	中原	巳年男	君
委員	中村	努	君	委員	丸山	寿子	君
委員	柴田	博	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪	健一朗	君
こども教育部長	中野	昭彦	君
スポーツ推進課長	田下	高秋	君
スポーツ推進係長	高谷	和則	君
新体育館建設プロジェクト担当係長	佐々木	高史	君

○議会事務局職員

事務局長	竹村	伸一	君	事務局次長	横山	文明	君
議事調査係長	小澤	真由美	君				

午後1時29分 開会

○委員長 本会議終了後の大変お疲れのところを御苦労さまでございます。ただいまから9月定例会新体育館に関する特別委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席しております。

この際申し上げます。審査に関する発言につきましては、委員、職員ともに、全てマイクを使用させていただきようお願いをいたします。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶を受けることといたします。

理事者挨拶

○副市長 特別委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。平成29年度の決算につきまして、議案を提案いただきありがとうございますので、よろしく御審査をいただきますよう、お願い申し上げます。

○委員長 それでは、審査に入ります。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた方だけの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第1号 平成29年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業

○委員長 議案第1号平成29年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定の中で、歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を議題といたします。説明を求めます。

○スポーツ推進課長 それでは、説明をさせていただきます。決算書262ページをお願いいたします。あわせて決算説明資料は109ページとなります。

6項保健体育費2目体育施設費中、新体育館建設事業について説明をさせていただきます。1つ目の白丸、新体育館建設費の1つ目の黒ポツ、基本設計選定者等委員報酬につきましては、基本設計者選定委員会を3回開催いたしまして延べ9人分の委員報酬、また新体育館建設懇話会を4回開催し述べ26人分の報酬となります。6つ下の黒ポツ、広告料につきましては、土地収用法に定められました事業説明会開催の告知を新聞広告したものととなります。次の黒ポツ、審査支払手数料につきましては、県手数料徴収条例により、収用事業認定審査の手数料となります。その下の黒ポツ、基本設計委託料につきましては、委託明細書69ページをあわせてご覧ください。基本設計業務委託につきましては、平成30年度までの債務負担行為により実施をしているものでございます。基本設計業務委託のうち、完了した部分を支払ったものとなります。なお、基本設計業務委託の業務範囲につきましては、契約に基づきまして、実施設計者への設計意図伝達業務までとしております。決算書にお戻りいただきまして、2つ下の黒ポツ、コンストラクション・マネジメント業務委託料につきましては、基本設計者選定段階及び基本設計段階となりまして、基本設計段階の契約分につきましては基本設計同様、平成30年度までの債務負担行為により実施しているものとなります。2つ下の黒ポツ、用地取得費につきましては、用地単価を1平方メートル当たり1万5,800円とし、平成29年度中の所有権移転登記完了分の精算払いと売買契約に伴う前払金、これは契約時点で契約額の半分を支払うものとなります。この合計となり、所有権移転登記の完了した面積は実測の面積で1万2,175.76平方メートルとなるものでございます。残りの用地につきましては、平成30年度の所有権移転となりまして、事業用地確保につきましては順調に進んでおります。2つ下の黒ポツ、支障物件移転補償費につきましても、用地取得費同様、平成29年度中に撤去が完了したものと及び契約に伴う前払金となりまして合計12件分となるものでございます。

次の白丸、新体育館建設事業につきましては、平成28年度からの繰越分となります。コンストラクション・

マネジメント業務委託につきましては、事業計画の策定を繰り越しにより実施したものととなります。この事業計画によりまして、事業規模の検証と全体事業費の見直しを行ったものととなります。説明については以上となります。

○**委員長** 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。

○**副委員長** 決算ですから、これまでの経過ということでございますけれども、早く言えば、広丘支所のような例のように専門の設計業者が設計をしても不落になってしまったと。今回は、ここにCMが入っているから大丈夫だとは思いますが、もし、そういう事態が生じた場合に、契約書には、えらいその金を返せとか違約金が何ととか、いろんなものはないですけれども、ないようにするということが一番大切だとは思いますが、正直言って相当厳しい単価のようです。私は固有名詞とか、そういうことは一切申し上げませんが、私の知っている市内業者のところへも、この体育館にかかわる工事で、このぐらいの単価でできないかというような照会が来ていて、市内の業者も、これじゃとてもじゃないがちょっとできないということで、これについてもCMと本当に打ち合わせをしたり、この辺の実勢の価格を今後の中では相当シビアにやっていかないと、せっかくCMまで入れたのを、また不落の結果になったということになると、本当に市や議会の信用問題にもかかわるものですから、その辺はどのように考えていますか。

○**子ども教育部長** 今のお話の関係ですけれども、今回の関係につきましては、プロポーザルで予定をしております、御存じのように。その中で、実施設計費と施工費を合わせた額を上限額として、まずその中で提示をさせていただいております。技術提案書が出てくる最終は、9月7日が締め切りになっています。その段階で技術提案書の提出がいただければ、上限額が上回っていることはございませんので、その中での、それで価格としては入ってますし、あとはプロポーザルの段階において、その業者が契約の優先交渉権者だと審査の中で認められれば、その者と契約できるという形になりますので、議会でも御答弁させていただいたように、不落のリスクが少ない入札方式とさせていただいたので、そんな形で最善の策をとらせていただいたという状況でございます。

○**委員長** ほかにいかがですか。

○**柴田博委員** 支障物件の移転補償が12件ということなのですが、その内容というか、どんなものを移転補償したのか、その辺について説明をください。

○**スポーツ推進課長** 支障物件の移転につきましては、現地にごさいました農作業用の小屋であるとか、あとブドウ棚、果樹等の樹木が支障物件として移転補償契約を結ばさせていただいた内容となっております。

○**柴田博委員** そのブドウ棚とかブドウの木そのものとかということですが、その辺についてはどのような単価に設定するのか、その辺の説明をお願いします。

○**スポーツ推進課長** 支障物件の単価につきましては、昨年度の委託料の中で支障物件移転にかかわる調査をさせていただいております。その単価を用いて契約をさせていただいたものとなっております。

○**柴田博委員** もう少し具体的に。例えば、棚ができてから何年使っているかとか、ブドウの種類によって単価が違うのかとか、その辺について説明をしてください。

○**スポーツ推進課長** 担当係長から答弁させていただきます。

○**新体育館建設プロジェクト担当係長** 支障物件につきましては、先に課長が話しましたとおりで調査をしております。調査の根拠につきましては、公共事業でやるために、その単価のための本がございます。その本の一つ

一つ、ブドウにつきましてはブドウの種類、あとはブドウが植えられてから何年たったか等で幾らという単価が設定されております。果樹についてはそのような算定になっておりまして、物件につきましても、築年数及び建物形状を一つ一つ調べまして単価を積み上げまして設定というようになっております。以上です。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 いいですかね。ほかにいかがですか。ありませんか。

○古畑秀夫委員 用地は順調に取得されているということですけど、金額的にも当初予定したとおりでいっているのかどうかと用地全体はどのくらいか、それから用地取得費全体はどのくらいになるかをお聞きしたいと思います。

○スポーツ推進課長 用地の関係についてでございますが、事業計画、平成28年度から繰り越しをさせていただいた段階の事業計画策定時点の総事業費のうちの用地単価の範囲内でおさまっております。用地単価につきましては、先ほど1万5,800円、それぞれ1平方メートル当たり統一単価とさせていただく中で用地交渉を進めさせていただきまして、昨年度、全体の約52%の用地につきまして所有権移転登記が完了しているものでございます。今年度につきましては、残りの部分、現在移転登記を進めておりまして、支障物件、全て撤去が終わった段階で所有権移転がされる方もいらっしゃると思いますので、初冬までには全ての土地の移転登記が完了する予定となっております。ちなみに、用地にかかわる全体の価格でございますが、これにつきましては係長のほうから答弁をさせていただきますので、お願いいたします。

○新体育館建設プロジェクト担当係長 面積につきましては、全部で2万2,639.13平米買収となります。用地費につきましては、3億5,769万8,254円が総額となります。以上です。

○委員長 いい、古畑委員。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 いいですか。ほかにいかがですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決いたします。議案第1号については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第1号平成29年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定の中で、歳出10款教育費中6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上により、付託された案件の審査は終了いたしました。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、新体育館に関する特別委員会を閉会といたします。大変御苦勞さまでした。

午後1時44分 閉会

平成30年8月30日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印